

学校における子どもの自治権と教師の指導のジレンマ — 1950年代宮坂哲文の生活指導論から —

筑波大学大学院 相庭 貴行

はじめに

学校において子どもの参加の権利をどう保障するのは、現代の教育における大きな課題である。喜多（1995）は、生徒参加のためには生徒の内部自治権が必要であるとしたうえで、自治を担うべき生徒自治会が戦後に「生徒会」として教育課程に組み込まれて「指導の対象」化されたことで、生徒の自治が十分に育たず、生徒の参加権行使が根づかなかつたと指摘している。生徒の参加の前提となる生徒内部の自治を保障するため、生徒が自治や参加の権利主体であると同時に、生徒が学校教育における「指導」の対象でもあるというジレンマをどう乗り越えるかが問われている。

以上を踏まえ本研究では、1950年代から1960年代前半にかけての生活指導・特別教育活動の理論的指導者となった教育学研究者である宮坂哲文(1918-1965)に着目する。1950年代の宮坂は、生活指導のしごとの基底に「子どもの声をきく」ことを据え（宮坂 1956）、子どもの要求を自治の起点とした点に特徴がある。しかし宮坂が自治において子どもの要求を生かす「指導」をどうとらえたのかについては明らかにされていない。

そこで本研究では、宮坂の著作を検討することで、「学級づくり」的生活指導論を展開した1950年代の宮坂における子どもの「自治」と教師の「指導」の関係について明らかにすることを目的とする。それによって、学校において生徒の権利主体としての自治を保障する指導性のあり方に対して示唆を得たい。

1 戦後初期文部省における「自治」

学校における生徒の自治的な活動の場である生徒会（活動）は、1951年の学習指導要領において教育課程に位置づけられた。そこで本節では、文部省における生徒会指導論の形成過程に

おいて、生徒の自治権否定の背後にある指導のロジックについて、1945～1951年における文部省の指導資料等をもとに明らかにしたい。

1946年5月に文部省から戦後の新教育の基本方針を示すガイドブックとして発表された『新教育指針』では、生徒の自治の機会として、「自治的訓練」の必要性が示された。ここでは、「権力や命令によって強制せられた訓練」などを中心とする戦時の日本の国民訓練を反省して教育方法の転換を目指した。しかし自治的訓練とは、あくまでも「自主と協同とをかねた自治的訓練」であり、個々の自由な意思は想定されえなかった。また、1948年頃からの無秩序な生徒活動が問題となると、1949年、「生徒参加の制度は、校長から明瞭かつ限定的に委任された権限に基づく」として生徒の「自治権」が明確に否定された。また、生徒の自治が認められた範囲においても、「規律」を重視する戦前以来の教育観のもと、望ましいとされる外面的行動を自発的にとる訓練にすぎなかったである。

2 宮坂における「自治権」理解

次に、宮坂が学校における生徒の自治権についてどう理解したのかについて検討したい。

宮坂は文部省が生徒会を教育課程化した政策について、「自治活動を子どもたちの手から奪いとる」ことになると批判しており（宮坂 1959）、「自治活動」の重要性を強調している。また、文部省による生徒自治権の否定に対しても、「自治権」が一義的なものではないとしたうえで、「自治権をひろく自治活動の権限と解すれば、自治権の否定はそのまま自治活動の死滅を意味することになるだろう」（宮坂 1962）と批判する。ただ、宮坂は自治権を一般的な理解ではなく「自治活動の権限」ととらえたのであるため、宮坂が保障すべきとした「自治活動」の示すものについて確認したい。

宮坂は1953年に自治活動の「本来の意味」について述べている。それはすなわち、「われわれの共同社会の問題をわれわれ自身の相談で解決し、われわれの社会をわれわれの手でかえて行く活動」という意味であるが、その基本は「意見の述べかた」ではなく、意見が出てくるような「生活の育てかた」にあるのだとしている（宮坂1953）。専ら集団内の成員との関係に関心があり、集団外からの干渉の排除は含まれていない。

以上のような「自治活動」理解のもとで宮坂は、子どもの意見や要求を育てる場としての「自治活動の権限」が必要であるとしたのである。そのため放任ではなく指導を必要とする点で、学校や教師による介入を排するような「自治権」については認めていないといえよう。一方で宮坂は、学校や教師に対する対抗的な意見を含め、自由な要求や意見が形成される機会を「自治活動」の場として必要としたのである。

3 宮坂における自治活動と指導の関係

本節では、宮坂が自治活動における指導を子どもの要求や主体性との関係でどのようにとらえたのかについて検討する。宮坂における自治活動の指導としては、以下の2つが示される。

第一に、教師による子どもへの援助としての指導である。宮坂は、自治活動の指導において子どもの「要求」を育てる必要性を強調している。そのために子どもの「声をきく」うえで、それに応えることで生活の「自己検討」と「自己発見」を促すことが必要だとする。個人の選択への助言援助を中心とする「ガイダンス」をアメリカから取り入れつつも、子どもの「要求」や意思を育てることを重視したといえる。

第二に、教師による子どもへの「要求」としての指導である。例えば、「教師がときとして男女混合の座席配置なりグループ編成を要求する」というのは、「男女が一緒に話しあったり、助けあっていきたいという人間的なねがい」が潜んでいるのにもかかわらず、「男女一緒に話し合ったり遊んだりする生活様式が社会的に欠如して

いる」ことを教師がみぬき、「子どもたちに欠けている経験を与える」ためになされるものだとする（宮坂1958）。当時、占領解除後の民主主義の後退が問題になる中で、自治活動において民主的な経験を補うための「要求」を重視したのである。

おわりに

今日では、学校における自治的な活動において教師の管理的な指導ゆえに形式的な話合いに陥ることが多く、そこでは自由な意思は表明されないため転換が求められている。子どもの意見を育てる援助として、あるいは不足した要求を補うための教師の「要求」としての指導の観点は指導の転換に示唆を与えうるものであろう。一方で要求から話し合いまでの過程については今後の課題としたい。

参考文献

- 喜多明人(1995)「子どもの参加の権利と生徒参加史研究—戦後日本における生徒自治会形成過程の検討を中心に—」『教育学研究』62巻3号、198-206頁。
- 宮坂哲文(1953)「自治活動の現状と展望」『教育』3巻13号、14-23頁。
- 宮坂哲文(1956)「生活指導の本質」宮坂哲文ほか編『明治図書講座学校教育11生活指導』明治図書、13-48頁。
- 宮坂哲文(1958)「学級づくりと生活指導」宮坂哲文・寒川道夫・春田正治編『生活指導問題講座第1巻学級づくりと生活指導』明治図書、9-36頁。
- 宮坂哲文(1959)『特別教育活動：その歴史と理論』明治図書。
- 宮坂哲文(1962)『生活指導の基礎理論』誠信書房。
- 文部省(1946)『新教育指針』。
- 文部省学校教育局編(1949)『新制中学校・新制高等学校望ましい運営の指針』。
- 文部省初等中等教育局編(1950)『中学校・高等学校管理の手引』。